第４の３㈣中「又はコミュニケーションサーバ」を「、コミュニケーションサーバ」に改め、「電子計算機との間の通信」の下に「又は情報提供ネットワークシステム等連携サーバから総務大臣に住民票コードを通知し、若しくは情報照会者等から機構サーバ若しくは情報提供ネットワークシステム等連携サーバが情報提供用個人識別符号を取得するために必要な情報の通知を受け、若しくは総務大臣から情報提供ネットワークシステム等連携サーバが情報提供等記録の開示の請求のために必要な情報の通知を受けるための通信」を加え、第４の３㈤中「電子計算機との間の通信」の下に「又は情報提供ネットワークシステム等連携サーバから総務大臣に住民票コードを通知し、若しくは情報照会者等から機構サーバ若しくは情報提供ネットワークシステム等連携サーバが情報提供用個人識別符号を取得するために必要な情報の通知を受け、若しくは総務大臣から情報提供ネットワークシステム等連携サーバが情報提供等記録の開示の請求のために必要な情報の通知を受けるためのデータの交換」を加える。

第４の５㈠中「又は機構」を「、機構」に改め、「供する電子計算機」の下に「又は情報提供ネットワークシステム等連携サーバと総務大臣の使用に係る電子計算機との間で電気通信回線によりデータを交換する場合における総務大臣の使用に係る電子計算機若しくは機構サーバ若しくは情報提供ネットワークシステム等連携サーバと情報照会者等の使用に係る電子計算機との間で電気通信回線若しくは磁気ディスクによりデータを交換する場合における情報照会者等の使用に係る電子計算機」を加え、第４の５㈡中「及び機構サーバ」を「、機構サーバ及び情報提供ネットワークシステム等連携サーバ」に、「又は磁気ディスク」を「若しくは磁気ディスク」に、「又は機構」を「、機構」に改め、「供する電子計算機」の下に「又は情報提供ネットワークシステム等連携サーバと総務大臣の使用に係る電子計算機との間で電気通信回線によりデータを交換する場合における総務大臣の使用に係る電子計算機若しくは機構サーバ若しくは情報提供ネットワークシステム等連携サーバと情報照会者等の使用に係る電子計算機との間で電気通信回線若しくは磁気ディスクによりデータを交換する場合における情報照会者等の使用に係る電子計算機」を加え、「並びに通知カード」を「、通知カード」に改め、「係る業務」の下に「並びに番号利用法第二一条に規定する情報提供ネットワークシステム（以下「情報提供ネットワークシステム」という。）の設置及び管理に係る業務」を加える。

第５の１中「及びカード管理システムサーバ」を「、カード管理システムサーバと既設ネットワークを接続する場合並びに情報提供ネットワークシステム等連携サーバと総務大臣の使用に係る電子計算機を電気通信回線で結ぶこととした場合における総務大臣の使用に係る電子計算機と既設ネットワークを接続する場合及び機構サーバ又は情報提供ネットワークシステム等連携サーバと情報照会者等の使用に係る電子計算機を電気通信回線で結ぶこととした場合における情報照会者等の使用に係る電子計算機」に改め、第５の１㈢中「又はカード管理システムサーバ」を「、カード管理システムサーバ又は情報提供ネットワークシステム等連携サーバと総務大臣の使用に係る電子計算機を電気通信回線で結ぶこととした場合における総務大臣の使用に係る電子計算機若しくは機構サーバ若しくは情報提供ネットワークシステム等連携サーバと情報照会者等の使用に係る電子計算機を電気通信回線で結ぶこととした場合における情報照会者等の使用に係る電子計算機」に、「並びに通知カード」を「、通知カード」に改め、「係る業務」の下に「並びに情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に係る業務」を加える。

第５の２に次のように加える。

⑶　機構と総務大臣の連絡調整

機構及び情報提供ネットワークシステム連携サーバと総務大臣の使用に係る電子計算機を電気通信回線で結ぶこととした場合における総務大臣は、既設ネットワークとの接続状況について相互に連絡調整を行うこと。また、機構及び総務大臣は、それぞれの既設ネットワークにおいて個人情報の漏えいのおそれがある場合は、相互に連絡調整を行うこと。

⑷　機構と情報照会者等の連絡調整

機構及び機構サーバ又は情報提供ネットワークシステム連携サーバと情報照会者等の使用に係る電子計算機を電気通信回線で結ぶこととした場合における情報照会者等は、既設ネットワークとの接続状況について相互に連絡調整を行うこと。また、機構及び情報照会者等は、それぞれの既設ネットワークにおいて個人情報の漏えいのおそれがある場合は、相互に連絡調整を行うこと。

第６の９㈥を第６の９㈦とし、第６の９㈡から第６の９㈤までを１ずつ繰り下げ、第６の９㈠の次に次のように加える。

⑵　総務大臣に対する住民票コードの提供

ア　機構は、総務大臣に対し、住民票コードの提供を行う場合は、あらかじめ、住民票コードの提供の具体的方法、住民票コードの漏えい、滅失及び毀損の防止その他の住民票コードの適切な管理のための措置等について、総務大臣と協議して定めること。

イ　総務大臣は、住民票コードの提供を受けるに際しては、職員に対し住民基本台帳ネットワークシステムの操作及びセキュリティ対策についての教育及び研修を実施すること、住民票コードを取り扱う者を限定すること、大量の住民票コードを取り扱う際には責任者の承認を得ること、住民票コードの取扱い等について委託を行う場合は第４の10と同様の措置を講ずること、住民票コードの保存を行う必要がある期間経過後遅滞なく、当該住民票コードを確実に消去すること等、住民票コードの適切な管理のための措置を講ずること。

ウ　機構は、必要に応じ、総務大臣に対し、提供を行った住民票コードの適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該住民票コードの適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。また、都道府県知事は、必要に応じ、機構を経由して、総務大臣に対し、機構が提供を行った当該都道府県の住民に係る住民票コードの適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該住民票コードの適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。

エ　市町村長は、必要に応じ、都道府県知事及び機構を経由して、総務大臣に対し、機構が提供を行った当該市町村の住民に係る住民票コードの適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該住民票コードの適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準の一部改正）

２　通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準（平成二十七年総務省告示第三百十四号）を次のように改正する。

第２の１⑶カ及び第４の１⑶カ中「第１の14」を「第１の15」に改める。

○総務省告示第三百五十五号

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）様式第二十七の三注四の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第百三十六号（通信品質の測定条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月一日　　総務大臣　山本　早苗

第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

五　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十七条の二第二号ハに掲げる電気通信設備を介して提供するファクシミリによる送受信の品質については、第一項及び第二項の規定にかかわらず、ＴＴＣ標準ＪＪ－〇一・〇一以上の測定方法に基づき測定を行うものとする。